

運動習慣化健康プログラム構築事業者選定に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 事業概要

(1) 事業目的

近年、日本人の平均寿命は、医学医術の進歩、乳児死亡率の減少、生活環境の整備などの理由により順調に伸びている。一方、加齢により身体機能や認知機能が低下し、介護のリスクが高まり、医療費や介護給付費が増大するなど平均寿命と健康寿命の差を縮小させることが重大な課題となっている。

そこで本事業では、一般的に身体機能が衰え始めると言われている60歳代、70歳代を対象に運動習慣が定着できるプログラムを実施し、運動習慣の定着に効果的な手法を確立し市民に展開していくことで、健康長寿社会の実現を目指し実施するものである。

(2) 業務名

運動習慣化健康プログラム構築事業業務委託

(3) 履行期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

(4) 業務内容

岐阜市に居住する60歳代、70歳代のうち運動習慣が定着していない市民を募集し、運動習慣サポート教室（実技）、健康セミナー（座学）及びウォーキング講座（以下、併せて「健康プログラム」という。）を実施する。また、エクササイズ動画やトレーニング記録ノート等の運動習慣化支援ツールを活用し、運動習慣の定着を図る。

詳細は、別紙「運動習慣化健康プログラム構築事業業務委託仕様書」のとおり。

(5) 事業費限度額

43,862,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（令和8年度から令和12年度までの総額）

【当該事業費限度額における内訳】

固定払部分 : 33,862,000円

成果連動払部分 : 10,000,000円

【当該事業費限度額における各年度の内訳】

- ・ 令和8年度 : (固定払部分 7,243千円)
- ・ 令和9年度 : (固定払部分 6,146千円／成果連動払部分 4,000千円)
- ・ 令和10年度 : (固定払部分 6,589千円／成果連動払部分 2,000千円)
- ・ 令和11年度 : (固定払部分 6,942千円／成果連動払部分 2,000千円)
- ・ 令和12年度 : (固定払部分 6,942千円／成果連動払部分 2,000千円)
- ・ 経費見積内訳書の金額が各年度の事業費限度額における固定払部分を超過した場合は、失格とする。
- ・ 本事業の支払いは、「固定払部分」と「成果連動払部分」の2種類により構成される。
詳細については、別紙「運動習慣化健康プログラム構築事業業務委託仕様書」の「19

業務委託料」及び別紙2「運動習慣化健康プログラム構築事業 成果指標について」を参照すること。

2 参加資格

次の(1)及び(2)に掲げる要件をいずれも満たしていること。

(1) 資格要件

参加者（共同体の場合は、代表構成員及び構成員）は、以下の要件を全て満たす者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている団体でないこと。

ウ 参加表明書提出期限の日から契約締結の日までの間に岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定による資格停止を受けていないこと。

エ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。

オ 共同体の場合は3者以内とし、各構成員が本公募型プロポーザルに参加する単独又は共同体のうち、他のいずれにも重複して所属していないこと。

(2) 業務配置者要件

本業務の管理者として、以下の要件を全て満たす者を配置できること。

ア 業務主任者

- ・受注者の正規職員である者
- ・健康運動指導士、健康運動実践指導者又はスポーツインストラクター（社内資格を含む。）のいずれかの資格を有する者
- ・フィットネスクラブ等の運動関連施設において、正規雇用として現場業務に5年以上従事した経験を有する者

イ 業務副主任者

- ・受注者の正規職員である者
- ・フィットネスクラブ等の運動関連施設において、正規雇用として現場業務に3年以上従事した経験を有する者

3 日程

- 令和8年4月30日（木）：募集の公告
- 令和8年5月15日（金）：事業説明会
- 令和8年5月20日（水）：質問書提出期限
- 令和8年5月27日（水）：質問回答掲載
- 令和8年5月28日（木）：参加表明書提出期限
- 令和8年6月11日（木）：提案書等提出期限
- 令和8年6月30日（火）：審査（プレゼンテーション審査）
- 令和8年7月上旬：結果通知
- 令和8年7月中旬：契約締結

4 質問及び回答

(1) 提出書類

所定の質問票（様式1）により電子メールで提出すること。件名は「プロポ：質問」とすること。送信後、受信確認のため電話連絡を行うこと。

電子メールアドレス：kenkou@city.gifu.gifu.jp

(2) 提出期限

令和8年5月20日（水）午後5時（必着）

(3) 回答方法

令和8年5月27日（水）までに、質問者名を伏せて市ホームページに掲載する。ただし、本業務委託事業者選定に関係のない質問や公平性を害するものは回答しないことがある。なお、質問への回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

5 参加の申込み

(1) 提出書類

参加表明書兼誓約書（様式2 様式2-2（共同体参加用）） 1部

（別紙）暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書

※共同体で参加する場合は、全ての構成員が提出すること。

(2) 提出期限

令和8年5月28日（木）午後5時（必着）

(3) 提出方法

岐阜市保健衛生部健康づくり課（岐阜市都通2丁目19番地 岐阜市保健所2階）へ持参又は郵送すること。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（月曜日から金曜日まで。ただし、祝日及び正午から午後1時までを除く。）に行うこと。提出書類が到達するまでは、提案者の

責により管理し、郵送の場合は、書留又は配達記録郵便など、追跡可能な方法を検討すること。なお、電子メールでの提出は、不可とする。

(4) 留意事項

本プロポーザルへの参加は、参加表明書兼誓約書の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式任意・代表者員の押印及び辞退理由を記載のこと）を提出期限内に持参すること。

6 事業説明会

説明会を以下の日程で開催する。1者につき2名程度の参加とし、参加を希望する場合は、令和8年5月8日（金）正午までに、事業者名及び参加人数を本実施要領4に記載の健康づくり課宛電子メールアドレスに送信すること。健康づくり課から5月8日（金）午後3時までに「受信確認」の電子メールを返信することとする。健康づくり課からの返信メールが確認できない場合は、同日午後5時までに電話にて確認を行うこと。

- ・日時：令和8年5月15日（金）午後2時から午後4時まで
- ・場所：岐阜市柳ヶ瀬健康運動施設 すこやか交流室1・2

7 提案書等の提出

(1) 提出書類

- ・提案者情報書（様式3 様式3-2（共同体参加用）） 10部
- ・提案書（任意様式、A4判片面印刷、表紙含み6ページ以内） 10部
- ・経費見積書（様式4） 10部

（別紙）経費見積内訳書

※共同体で参加する場合は、代表構成員が共同体名を付して提出すること。

- ・業務主任者業務実績及び保有資格等調書（様式5-1） 10部
- ・業務副主任者業務実績調書（様式5-2） 10部

(2) 提案書の記載内容

- ・本事業と同種又は類似する業務の実績
- ・本事業で実施するプログラム概要及び特徴
- ・成果指標及び定義、根拠となる実績値等（提案する場合）
- ・業務実施計画
- ・業務実施体制（人員体制）

(3) 提出期限

令和8年6月11日（木）午後5時（必着）

(4) 提出方法

岐阜市保健衛生部健康づくり課（岐阜市都通2丁目19番地 岐阜市保健所2階）へ持参又は郵送すること。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（月曜日から金曜日まで。ただし、祝日及び正午から午後1時までを除く。）に行うこと。提出書類が到達するまでは提案者の責により管理し、郵送の場合は、書留又は配達記録郵便など、追跡可能な方法を検討すること。なお、電子メールでの提出は不可とする。

(5) 提出書類の留意点

- ・ 日本語、日本円、日本標準時、計量法（平成4年法律第51号）の単位を使用すること。
- ・ 用紙サイズはA4とすること。
- ・ 提出後の内容変更は、不可とする（軽微な誤りを除く。）。
- ・ 専門知識のない者にも分かりやすく表現すること。
- ・ 企画提案書に提案者を特定する情報を含めないこと。
- ・ 提出された書類は、返却しない。
- ・ 必要な範囲で複製を作成することがある。
- ・ 岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づく公開請求により、個人に関する情報等の非公開とすべき部分を除き、公開されることがある。

8 審査の方法

(1) 審査委員会の設置

岐阜市プロポーザル審査委員会規則（平成25年岐阜市規則第18号）に基づき、「運動習慣化健康プログラム構築事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査を行う。

(2) プレゼンテーションの開催日程及び場所

- ・ 開催日：令和8年6月30日（火）
- ・ 場所：岐阜市健康福祉センター 5階 大会議室

(3) 審査方法

ア 評価基準に基づき書類及びプレゼンテーション内容を審査し、最優秀者1者及び次点1者を特定する。ただし、総評価点が最高得点（100点）の6割未満の者は選定しない。

イ 審査委員会の会議は、非公開で実施する。

ウ プレゼンテーションの実施時間は、1者につき説明20分以内とし、その後10分程度の質疑応答を行う。

エ 参加者は、業務主任者を含め3名以内とする

オ 説明は、提出書類（提案書・経費見積書）の範囲内で実施し、追加資料・説明支援機器の使用は不可とする。

(4) 審査の基準（評価項目等）

審査の評価項目、評価事項及び評価のウェイトは、別表「評価基準表」のとおりとする。
なお、審査委員一人当たりの最高得点は100点とする。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、審査を実施後、速やかに参加者全員に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。審査結果は、市ホームページで公表し、最優秀者は、提案者名と評価項目ごとの点数及び合計点数を、次点以下の全ての提案者については、匿名で評価項目ごとの点数及び合計点数を公表する。ただし、評価点を算出するための計算式は非公開とする。

9 担当部署との協議

最優秀者として特定された者は、候補者として契約締結に向けて担当部署と仕様書の細目の協議を行う。協議に際しては、岐阜市は必要に応じ候補者の提案に対し、修正を求めることができることとし、候補者は誠実に協議に応じなければならない。なお、最優秀者として特定された者との協議が不調のときは、審査による順位づけに基づき、次点の者と契約締結に向けた交渉を行う。

10 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等を熟読し、遵守すること。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加者負担とする。
- (3) 以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・ 参加資格を満たさない場合
 - ・ 作成要領、提出方法、提出期限を守らなかった場合
 - ・ 審査委員会委員等との不正な接触があった場合
 - ・ 見積書の金額が各年度の事業費限度額における固定払部分の金額を超過した場合

11 問い合わせ先

岐阜市 保健衛生部 健康づくり課 健康づくり係
〒500-8309 岐阜市都通2丁目19番地 岐阜市保健所2階

電話 058-252-7180

メール kenkou@city.gifu.gifu.jp

別表「評価基準表」

評価項目	評価事項	評価の ウェイト
業務実施体制 (30点)	・業務実施に係る人員体制は整備されているか。	10
	・実施スケジュールは計画的で適切か。	10
	・事業に関して豊富な知識や経験がある指導者が配置されているか。	10
業務の企画・ 実施 (60点)	参加促進に向けた魅力的な提案 ・運動習慣が身につけていない人でも参加したくなる魅力的な内容であるか。 ・参加者同士の仲間意識の醸成につながる工夫が提案されているか。	10
	生活習慣・体力改善に向けた有効性 ・生活習慣や体力改善に有効と考えられる内容が盛り込まれているか。 ・食習慣改善教室など、食生活改善への効果的な取り組みが計画されているか。	10
	行動継続を促す仕組みの妥当性 ・事業終了後も運動を継続できる仕組みが設計されているか。 ・達成可能で適切な目標設定が取り入れられているか。	10
	データを活用した分析・評価できる能力 ・事業の実施により得られる様々なデータを活用して分析や評価を行うことが期待できるか。	10
	事業者の知見を生かした創意工夫と効果性 ・事業者の経験・知識を活かした創意工夫が見られるか。 ・提案内容から高い効果が期待できるか。	10
	実施方法の具体性と実現性 ・実施方法が具体的で実現可能性が高いか。	10
	見積額 (10点)	・見積価格が適正で妥当と判断できるか。
合計		100